

第1 出願から入学手続きまでの日程

事 項	一般枠募集	備考																
出願受付	インターネットを活用して出願（以下「インターネット出願」という。）を行い、かつ特定記録郵便（出願に要する書類提出期間に立川郵便局に必着（郵便局留））により郵送したものを受け付ける。（出願に要する書類受付期間以降は受け付けない。）	本校への持参による出願は受け付けない。 下の「(別表) 出願について」参照																
受検票の交付	出願サイト上で受検票を交付する。																	
検査	<p>令和7年2月3日（月）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開始時刻～ 終了時刻</th> <th>時間</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集 合</td> <td>午前 8時30分</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">/</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>第1時限</td> <td>午前 9時00分～ 午前 9時45分</td> <td>45分</td> <td>適性検査Ⅰ</td> </tr> <tr> <td>第2時限</td> <td>午前 10時15分～ 午前 11時00分</td> <td>45分</td> <td>適性検査Ⅱ</td> </tr> </tbody> </table>		開始時刻～ 終了時刻	時間	実施内容	集 合	午前 8時30分	/	/	第1時限	午前 9時00分～ 午前 9時45分	45分	適性検査Ⅰ	第2時限	午前 10時15分～ 午前 11時00分	45分	適性検査Ⅱ	<p><検査会場> 東京都立立川国際中等教育学校</p> <p>応募者が多数となった場合には、本校以外の検査会場も使用する場合があります。</p>
	開始時刻～ 終了時刻	時間	実施内容															
集 合	午前 8時30分	/	/															
第1時限	午前 9時00分～ 午前 9時45分			45分	適性検査Ⅰ													
第2時限	午前 10時15分～ 午前 11時00分			45分	適性検査Ⅱ													
発表	令和7年2月9日（日） 午前9時 校内に掲示及び合否照会サイト上で発表																	
入学手続	令和7年2月9日（日） 午前9時から午後3時まで 令和7年2月10日（月） 午前9時から正午まで																	

(別表) 出願について

入力可能期間	令和6年12月19日（木）から令和7年1月16日（木）午後5時まで
出願に要する書類提出期間 （立川郵便局留）	令和7年1月9日（木）から1月16日（木）まで
出願サイト操作サポートセンター	miraicompass（ミライコンパス）サポートセンター Tel：0120-907-867（24時間受付） / 03-5877-5952（24時間受付）

第2 募集人員 130人（男女の別は問わない。）

第3 応募資格

第3-1 本校に入学を志願することのできる者は、次の表①欄の(1)から(4)までのいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、②欄中の(1)又は(2)のどちらかに該当する者とする。

①	<p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和7年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者</p> <p>(2) 令和7年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成24年4月2日から平成25年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者</p> <p>(3) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和7年3月に修了する見込みの者</p> <p>(4) 令和7年3月31日までに、外国に所在する学校において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成24年4月2日から平成25年4月1日までの間に出生した者</p>
---	---

②

(1) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、本募集案内において同じ。）と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、又は都内の小学校に在学している者のうち、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実で、次のアからエまでのいずれかに該当する者、あるいは、オに該当する者。ただし、アからエまでのうち、父母のどちらか一方とも同居していない場合は、具申書（様式12）の提出が必要。エに該当する者のうち都内に所在する児童福祉施設、又はオに該当する者のうち都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童の場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要

ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄姉等（以下「おじ等」という。）と同居している者

イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者

オ 都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者

なお、東日本大震災（平成23年3月11日発生）、平成28年熊本地震（平成28年4月14日発生）、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震（平成30年9月6日発生）、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨又は令和6年能登半島地震（令和6年1月1日発生）において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「災害に伴う被災者」という。）で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人があり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。また、災害に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、小学校の校長（以下「小学校長」という。）は具申書（様式12）を提出すること。

(2) 第3-2に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者

第3-2 応募資格審査等が必要な場合

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者は、東京都立中等教育学校及び東京都立中学校応募資格審査取扱要項（55ページ）に定める手続等により応募資格の審査を受け、出願についての承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、本校校長が行う。

なお、次の(1)から(5)までにおいて、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（(3)又は(4)において身元引受人がいる場合を除く。）。その際、理由書（様式応6）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類の提出が必要である。

(1) 保護者ととも都内に住所を有し、そこから都外の小学校に通学している者

(2) 前記第3-1②欄の規定にかかわらず、住所が都外に存する者のうち、保護者ととも入学日までに都内に転入することが確実な者

(3) 前記第3-1①欄(3)又は(4)に該当する者のうち、保護者ととも入学日までに都内に転入することが確実な者。ただし、日本国籍を有する者で、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であることが必要である。

(4) 都内の島しょの小学校を卒業する見込みの者で、入学日までに島しょ以外の都内へ転居することが確実な者（保護者の1人以上とともに転居する者又は身元引受人の住所に転居する者）は、島しょからの転居に関する申立書（様式13）を提出することにより、応募資格の審査に代える。

- (5) 前記第3-1①欄(2)に該当する者
- (6) 前記第3-1②欄(1)なお書に該当する者は、転居に関する申立書(様式応3)及び転居を証明する書類(身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書(様式任意)及び身元引受人の住民票記載事項証明書(様式応2))並びに罹災証明書又は被災証明書等、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有していたことを証明する書類を提出することにより、応募資格の審査に代える。

第4 出願

第4-1 出願方法

本校を志願する者は、他の東京都立中等教育学校、東京都立中学校及び千代田区立九段中等教育学校への出願はできない。

- (1) 都内の小学校に在学している志願者は、指定された入力期間中に出願サイト上で志願者情報等の入力を行い、印刷した入学願書について都内小学校長の承認を経て、本校校長宛てに、印刷した入学願書及びその他出願に要する書類等を書類提出期間に必着するよう、立川郵便局に特定記録郵便(郵便局留)により提出する。インターネット出願に係る入力方法の詳細は別に定める。
- (2) 前記(1)以外の志願者は、指定された入力期間中に、出願サイト上で志願者情報等の入力を行い、本校校長宛てに、印刷した入学願書及びその他出願に要する書類等を書類提出期間に必着するよう、立川郵便局に特定記録郵便(郵便局留)により提出する。インターネット出願に係る入力方法の詳細は別に定める。
- (3) (1)又は(2)の方法により出願することができないやむを得ない事情がある場合には、志願者は、本校に連絡の上、出願に要する書類等を書類提出期間に必着するよう、立川郵便局に特定記録郵便(郵便局留)により提出する。

ただし、本校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集の両方に出願する志願者の一般枠募集の出願手続は、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の第4-2による。

なお、一度提出した出願に要する書類等は返却しない。

第4-2 出願手続

- (1) 志願者は、出願サイト上で志願者情報等の入力及び入学考査料の決済を行った上で、次の書類等を本校校長宛てに、立川郵便局に特定記録郵便(郵便局留)により提出する。
- (2) 出願に要する書類〔詳細は10ページ参照〕
 - ア 入学願書(「一般枠募集」(様式2))
出願サイト上で志願者情報を入力するとともに、印刷する。
 - イ 報告書(様式3)
任意の封筒に入れ、本校校長宛ての親展扱いとして厳封すること。
 - ウ 応募資格審査関係書類(本募集案内第3-2に該当する者のみ)
 - エ 入学考査料 2,200円
出願サイト上での決済(クレジットカード・コンビニエンスストア払い・Pay-easy(インターネットバンキング含む))又は所定の納付書による納付とする。納付書による場合は、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書の画像を出願サイトにアップロードする。
ただし、前記第4-1(3)に該当する者は、所定の納付書による納付とし、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付けた上で提出すること。

第4-3 受検票の交付

出願を受け付けた本校校長は、出願サイト上で受検票を交付する。

第4-4 応募状況の発表

応募状況の発表は、校内の掲示及び本校のホームページへの掲載により行う。発表の日時は、別に定める。

第4-5 インターネット出願ができない場合の出願方法

志願者は、やむを得ない事情により、インターネット出願ができない場合は、本校校長宛てに、出願に要する全ての書類を書類提出期間に必着するよう、立川郵便局に特定記録郵便(郵便局留)により提出する。ただし、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集の両方に出願する志願者の出願受付については、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の第4-2-1の規定による。

第4-6 インターネット出願ができない場合の出願手続

第4-6-1 志願者の手続

- (1) 志願者は、次の書類等を本校校長宛てに、立川郵便局に特定記録郵便(郵便局留)により提出する。
- (2) 出願に要する書類〔詳細は10ページ参照〕
 - ア 入学願書(「一般枠募集」(様式2))
 - イ 報告書(様式3)

ウ 応募資格審査関係書類（本募集案内第3-2に該当する者のみ）

エ 入学考査料 2,200円（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）

オ 返信用封筒（注意事項は10、12ページ参照。）

カ 返信用切手（460円分の切手を返信用封筒に貼付する）

第4-6-2 受検票の交付

志願者の入学願書等を受け付けた本校校長は、一般枠募集の受検票を志願者宛てに郵送（簡易書留）により交付する。

第5 検査等の実施

第5-1 検査内容

本校の特色に照らし、入学を希望する児童の将来の進路に対する目的意識、6年間の一貫教育の中で学ぼうとする意欲、課題発見・解決能力、集団への適応性等、中高一貫教育校で求められる適性をみるとともに創造力や協調性をみるものとする。

第5-2 検査等の方法

適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱを実施する。

(1) 適性検査Ⅰ

独自問題で実施する。文章の内容を的確に読み取ったり、自分の考えを論理的かつ適切に表現したりする力をみる。

(2) 適性検査Ⅱ

全問共同作成問題で実施する。資料から情報を読み取り、課題に対して思考・判断する力、論理的に考察・処理する力、的確に表現する力などをみる。

第6 入学者を決定するための手続等

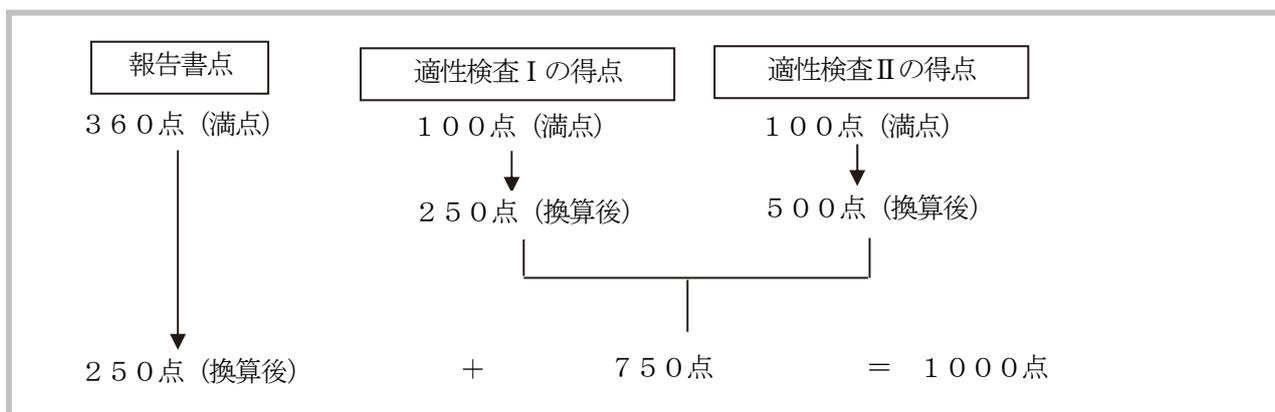
第6-1 検査等の取扱い

入学者の決定には、報告書、適性検査Ⅰ、適性検査Ⅱの結果を点数化したものを総合した成績（以下「総合成績」という。）を用いる。

それぞれの満点は、次のとおりとする。

報告書の満点	適性検査の満点	総合成績 (得点合計の満点)
250点	750点	1000点

総合成績の算出方法は、次のとおりとする。



報告書（様式3）は、「各教科の学習の記録（5年、6年）」を別表に基づいて点数化する。
 なお、「総合的な学習の時間の記録」等のその他の欄については点数化しない。

各教科の学習の記録(5年)	+	各教科の学習の記録(6年)	=	360点(満点)
180点(満点)		180点(満点)		

(別表)

各教科の学習の記録						
教 科	評定					
	5年			6年		
	3	2	1	3	2	1
国 語	20	10	5	20	10	5
社 会	20	10	5	20	10	5
算 数	20	10	5	20	10	5
理 科	20	10	5	20	10	5
音 楽	20	10	5	20	10	5
図画工作	20	10	5	20	10	5
家 庭	20	10	5	20	10	5
体 育	20	10	5	20	10	5
外 国 語	20	10	5	20	10	5
学年毎の満点	180			180		
「各教科の学習の記録」の満点	360					

第6-2 合格候補者の決定

本校校長は、次の(1)から(3)までにより合格候補者を適切に決定する。

なお、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないようにする。

- (1) 募集人員からインフルエンザ等学校感染症罹患患者等に対する追検査（以下「追検査」という。）の募集人員を減じた人員を、一般枠募集における募集人員とする。
- (2) 一般枠募集における募集人員に相当する人員まで、本校校長が定めた入学者の決定の方法により総合成績の順に決定し、これを一般枠募集における合格候補者とする。
 なお、追検査における合格候補者の決定については本募集案内第13に定める。
- (3) 募集人員に対して過不足のないように入学者を決定するため、一般枠募集の合格候補者となっていない者のうちから、総合成績の順により、一定数の者を繰上げ合格候補者とする。

第6-3 合格者等の決定

本校校長は、本校に置く選考委員会の資料により、合格者及び繰上げ合格候補者を決定する。

第7 合格者等の発表

合格者の発表は、校内の掲示及び合否照会サイト上で行う。合格者には一般枠募集合格通知書（様式5）を入学手続期間内に交付する。繰上げ合格候補者には、繰上げ合格候補者通知書（様式6）を郵送により交付する（令和7年2月9日（日）郵送）。

第8 入学手続

第8-1 入学意思確認書の提出

合格者は、入学手続期間内に入学意思確認書（様式9）を提出し、入学手続を行う。

入学手続期間内に入学意思確認書（様式9）を提出しない者は、合格を放棄したものとみなす。ただし、やむを得ない事情により入学手続期間内に入学意思確認書（様式9）の提出ができない場合には、入学手続期間内に本校に連絡し、入学意思を伝えること。本校校長は状況を把握の上、当該合格者の入学手続の扱いを決定する。

なお、やむを得ない事情とは、自己の責に帰さない事情であり、公共交通機関の遅延又は急病等により、入学手続期間を過ぎる場合をいう。これによらない場合については、本校校長は都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当と協議の上、決定する。

本校校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書（様式10）を交付する。

第8-2 入学手続状況の発表

入学手続状況の発表は、校内の掲示及び本校のホームページへの掲載により行う。発表の日時は、別に定める。

第9 繰上げ合格者の決定

入学手続人員が募集人員に達しない場合、本校校長は、入学手続状況の発表以降に、繰上げ合格候補者の入学意思を順位に従って電話又はその他の手段により速やかに確認し、入学意思のある者を繰上げ合格者として決定し、繰上げ合格通知書（様式7）を交付する。

繰上げ合格通知書（様式7）の交付を受けた者は、指定された手続期間内に入学意思確認書（様式9）を提出し、入学手続を行う。

指定された手続期間内に入学意思確認書（様式9）を提出しない者は、繰上げ合格を放棄したものとみなす。

本校校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書（様式10）を交付する。

なお、本校校長は、2月末日を目途として期限を定め、募集人員を充足するために、繰上げ合格候補者に対する入学意思の確認を行う。本校校長は、募集人員を充足した後、繰上げ合格者とならなかった繰上げ合格候補者に対して、入学者決定事務終了通知書（様式8）により入学者決定事務の終了を通知する。

第10 入学辞退届の提出

入学許可予定者のうち保護者の転勤等の事情により入学を辞退する者は、入学辞退届（様式11）を本校校長に速やかに提出する。

第11 本人得点の開示

第11-1 受検者又は受検者の保護者（以下「受検者等」という。）の手続

(1) 受検者等は、適性検査等の本人得点の開示請求書（様式は本校校長が定める。以下「開示請求書」という。）により、本校校長に対して適性検査等における本人得点の開示を請求することができる。その際、受検票や身分証明書など、本人確認ができるものを提示すること。ただし、保護者が開示を請求する場合は、受検票と保護者の本人確認ができるものの両方を提示すること。また、受検者等は、請求時に検査得点表（様式14）の交付日等が記載された受付票（様式は本校校長が定める。）を受領する。

なお、上記の手続によらず、SaaS型共同電子申請サービス（以下「電子申請」という。）により開示を請求することができる。

(2) 受検者等は、請求時に受領した受付票に記載された交付日以降に、本校の窓口で受付票を提示し、受検票や身分証明書などにより本人確認を受けた後、受付票と引換えに検査得点表（様式14）を受領する。電子申請を利用した場合は、電子メールで通知された交付日以降に、本校の窓口で通知内容を提示し、受検票や身分証明書などにより本人確認を受けた後、検査得点表を受領する。ただし、保護者が受領する場合は、受検票と保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの（住民票の写しなど）を提示すること。

また、交付期限は、受付票に記載された交付日から3か月とし、交付期限までに受検者等が受領に来なかった場合は、当該請求を無効とする。

第11-2 本校の手続

(1) 受検者等から本校校長に適性検査等の本人得点の開示請求があった場合、本校校長は受検者等であることを受検票や身分証明書などで確実に確認の上、開示請求書により請求を受け付ける。ただし、保護者から開示請求があった場合には、受検票と保護者の本人確認ができるものの両方を確認の上、請求を受け付ける。

また、本校校長は、受付時に検査得点表（様式14）の交付日等を記載した受付票を交付する。電子申請による適性検査等の本人得点の開示請求があった場合、本校校長は、請求内容を審査し、請求を受け付ける。

(2) 本校校長は、適性検査等の本人得点の開示に当たり、受検者等に受付票を提示させるとともに、受検者等であることを受検票や身分証明書などで確認の上、受付時に受検者等に交付した受付票に記載した交付日以降に、受付票と引換えに、当該受検者の検査得点表（様式14）を個別に交付する。ただし、交付の対象が保護者である場合は、保護者であることを、受検票、保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との

関係を証明するもの（住民票の写しなど）で確認の上、交付する。

なお、開示請求書は当該募集における合格発表日以後に受け付けることとし、検査得点表（様式14）の交付日については本校校長が定める。

- (3) 本募集案内に基づく開示請求は、令和7年8月29日（金）を受付終了日とする。

なお、本募集案内に定める受付開始日から受付終了日までの期間以外における開示請求については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき行うものとする。

第12 受検上の配慮

- (1) 障害のある受検者のうち障害による適性検査等受検上の配慮（面接、作文又は実技検査における配慮を含む。）を希望する者は、小学校長を経由して、令和6年12月13日（金）までに、受検上の配慮申請書（様式15）により、本校校長に申請する。

適性検査等の実施は通常の受検者と同一とする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法（問題・解答用紙の拡大、ICT機器の使用、介助者（代筆者、音読者等を含む。）の同行等）、検査時間及び検査会場について適切な配慮を行う。

受検上の配慮申請を受け付けた本校校長は、受検上の配慮申請の内容にかかわらず、速やかに都立学校教育課高等学校教育課入学選抜担当に報告し、協議する。

- (2) 事故や病気等により、通常の適性検査等の方法で受検することが困難な受検者で、適性検査等受検上の配慮を希望する者は、小学校長を経由して、状況発生後直ちに受検上の配慮申請書（様式15）により、本校校長に申請する。

適性検査等の実施は通常の受検者と同一とする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な配慮を行う。

受検上の配慮申請を受け付けた本校校長は、受検上の配慮申請の内容にかかわらず、速やかに都立学校教育課高等学校教育課入学選抜担当に報告し、協議する。

なお、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条により小学校長が出席停止にすることができるインフルエンザ等の学校感染症（新型コロナウイルス感染症を含む。以下「インフルエンザ等」という。）に罹患した者は、受検することはできない。ただし、小学校長が出席停止を解除している場合又は症状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認められた場合は、受検を認める。その際、受検上の配慮申請書（様式15）により別室による受検等を申請する場合は、医療機関からの証明書や小学校長がインフルエンザ等による出席停止を解除していることについて証明する書類を添付する。

- (3) 受検上の配慮申請後、志願を取りやめる場合は、申請者は速やかに小学校長を経由して、本校校長に志願の取りやめの連絡をする。

第13 インフルエンザ等学校感染症罹患等に対する追検査

一般枠募集において、インフルエンザ等に罹患した者又は学校保健安全法第19条により小学校長が出席停止の措置を行った者等（以下「罹患者等」という。）、出願した都立中学校を受検することができなかった者に対して、追検査を実施する。

第13-1 日程

募集区分	追検査募集
出願受付 (措置申請受付)	令和7年2月4日(火) 午前9時から午後3時まで 2月5日(水) 午前9時から正午まで 本校に持参したものを受け付ける。
検査	令和7年2月14日(金)
発表	令和7年2月18日(火) 午前9時 校内に掲示及び本校のホームページに掲載
入学手続	令和7年2月18日(火) 午前9時から午後3時まで 2月19日(水) 午前9時から正午まで

第13-2 募集人員

「令和7年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。
なお、追検査の措置の申請がなかった場合は追検査を実施しない。

第13-3 応募資格等

本募集案内の一般枠募集第3を準用する。

なお、追検査においては、一般枠募集の適性検査の検査当日に罹患者等となった者で、本校を受検することができなかった者のうち、一般枠募集の適性検査の検査日当日の午後5時までに本校に電話連絡により追検査の措置を希望する意思を伝え、本校校長の確認を得た者とする。

また、一般枠募集の検査日当日に受検者本人の責めによらず、やむを得ない入院等により受検することができなかった者で、第三者機関により証明ができる場合は、在学する小学校長は都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当に協議の上、本校校長から承認を得ること。

第13-4 出願

第13-4-1 出願方法

- (1) 一般枠募集において、本校に出願した志願者のみ、追検査に出願することができる。
- (2) 志願者は、本校校長宛てに、出願に要する書類等を出願受付日に持参により提出する。郵送による出願は受け付けない。

第13-4-2 出願手続

当該小学校長は、在学している志願者から依頼された場合に限り、当該志願者に対し一般枠募集の検査日当日に出席停止の措置を行ったこと（検査日が休業日の場合は、検査日が出席停止期間中であること）について証明する書類（様式任意）を交付する。

志願者は、次の書類等を用意する。（本校校長宛てに、持参により提出。）

- (1) インフルエンザ等学校感染症罹患等に対する措置申請書（様式追1）
本校のホームページ等からダウンロードして印刷し、記入する。
- (2) 医療機関の証明書又は当該小学校長が出席停止の措置を行ったことについて証明する書類（任意様式）
- (3) 受検票（一般枠募集の出願の際に出願サイト上で交付されたもの）
出願サイトからダウンロードして印刷する。提出時、本校の確認を経て返却される。
- (4) 入学審査料（2,200円）
本校の窓口において現金で納付する。

第13-4-3 措置申請書受理証（様式追2）の交付

出願を受け付けた本校校長は、措置申請書受理証（様式追2）を出願受付時に直接交付する。

第13-4-4 応募状況の発表

応募状況の発表は、校内に掲示及び本校のホームページへの掲載により行う。発表の日時は、別に定める。

第13-5 検査等の実施

第13-5-1 検査日当日の受付

志願者は、前記第13-4-3により本校校長から交付された措置申請書受理証（様式追2）及び受検票（一般枠募集の出願の際に出願サイト上で交付されたもの）を持参する。

第13-5-2 検査内容

本募集案内の一般枠募集第5-1の規定を準用する。

第13-5-3 検査等の方法

入学者決定に際して、本校校長は、小学校長から提出された報告書と、面接、作文、適性検査及び実技検査のいずれかを適切に組み合わせたものとして実施する。

第13-6 入学者を決定するための手続等

第13-6-1 検査等の取扱い

必要な事項は、別に定める。

第13-6-2 合格候補者の決定

本校校長は、次の(1)及び(2)により合格候補者を適切に決定する。

なお、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないようにする。

- (1) 前記第13-2で定めた追検査における募集人員に相当する人員を、本校校長が定めた入学者の決定の方法により、本校で定めた基準に達していると認められた者の中から総合成績の順に決定し、これを追検査における合格候補者とする。
- (2) 追検査における合格候補者の人員は、追検査における募集人員を超えない。また、追検査募集における入学者の決定においては、本校校長があらかじめ定めた基準に受検者の総合成績が達しないなどの理由から、合格候補者の人員が募集人員に満たなくてもよい。

第13-6-3 合格者等の決定

本募集案内の一般枠募集の第6-3の規定を準用する。

なお、追検査の募集人員についての入学者決定の実施の結果、未充足人員があった場合は、一般枠募集における繰り上げ合格候補者から充足する。

第13-7 合格者等の発表

合格者の発表は、校内の掲示及び本校のホームページへの掲載により行う。

合格者にはインフルエンザ等学校感染症罹患患者等に対する追検査合格通知書（様式追3）を入学手続期間内に交付する。

第13-8 入学手続

本募集案内の一般枠募集第8の規定を準用する。

第13-9 入学辞退届の提出

本募集案内の一般枠募集第10の規定を準用する。

第13-10 本人得点の開示

本募集案内の一般枠募集第11の規定を準用する。

第14 その他

本募集案内に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

<1>出願に要する書類等

基本的には、インターネットを使用して出願してください。

(1) インターネット出願者

書類受付期間内に、以下のA～Cの必要書類を特定記録郵便（立川郵便局に必着（郵便局留））により郵送する。

A 入学願書（「一般枠募集」（様式2））

出願サイトから印刷し、小学校の確認を受けたもの

B 報告書（様式3）

在学小学校等に作成を依頼し、厳封されたものを提出する。開封無効。

C 応募資格審査関係書類（該当者のみ）

応募資格審査の詳細については、第3-2 応募資格審査等が必要な場合 及び15～17ページを参照。

(2) 紙出願者（インターネット出願ができない場合）

書類受付期間内に、以下の①～⑥の必要書類を特定記録郵便（立川郵便局に必着（郵便局留））により郵送する。

① 入学願書（「一般枠募集」（様式2））

② 報告書（様式3）

在学小学校等に作成を依頼し、厳封されたものを提出する。開封無効。

※ 報告書は、在学小学校の先生に封筒（在学小学校のもの）に厳封してもらい、封筒のまま出願書類送付用封筒に入れて出願する。

③ 応募資格審査関係書類（該当者のみ）

応募資格審査の詳細については、第3-2 応募資格審査等が必要な場合 及び15～17ページを参照。

④ 入学考査料（2,200円）の領収証書

所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で入学考査料を納め、領収印の押印された領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。

一旦納付された入学考査料の還付はしない。

⑤ 返信用封筒（注意事項は12ページ参照。）※封筒表面に「郵便番号、住所、受検生氏名」を記入する。

⑥ 返信用切手

460円分の切手を返信用封筒に貼付する。

※ 応募資格審査関係書類は、第3-2 応募資格審査等が必要な場合 のいずれかに該当する場合に提出が必要となります。詳細は15～17ページを参照。

※ 都内の島しょの小学校を卒業する見込みの者で、入学日までに島しょ以外の都内へ転居することが確実な者（保護者の1人以上とともに転居する者又は身元引受人の住所に転居する者）は「島しょからの転居に関する申立書（様式13）」が必要。

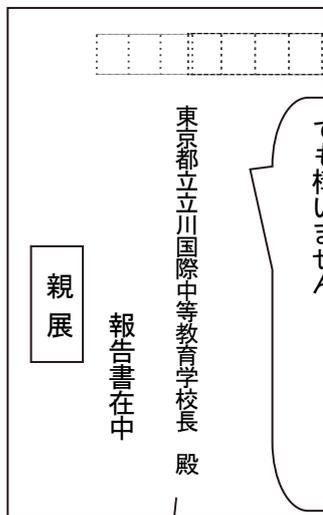
<2> 出願書類の郵送方法

基本的には、インターネットを使用して出願してください。

(1) インターネット出願者 ※ A～Cは10ページ参照

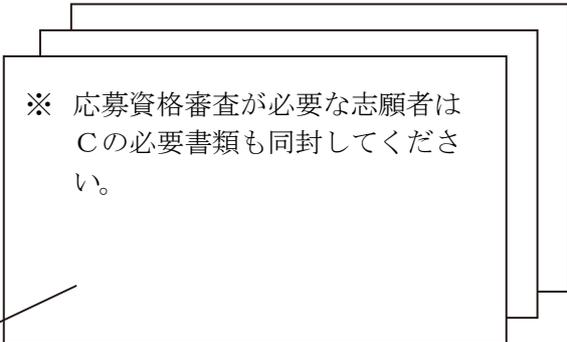
※『ボールペン』『万年筆』などで記入してください。『消せるボールペン』などの筆記用具は使用不可。

B 報告書（小学校の封筒に厳封したもの）

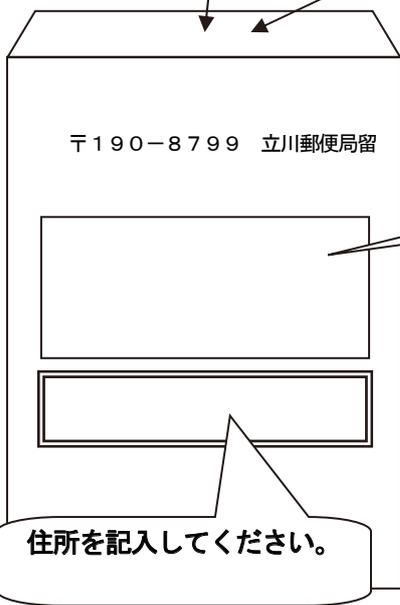


報告書の専用封筒はありません。在学小学校の封筒に厳封してもらってください。報告書は折っても構いません。

A 入学願書（出願サイトから印刷し、小学校の確認を受けたもの）



上からB、A、Cの順に重ねてクリップ留めの上で郵送してください。



枠内に、出願サイトから出力したラベルを、はがれないように糊でしっかりと貼り付けてください。

郵送方法及び送料について

- ・ 出願書類送付用封筒（学校で配布した封筒）をご利用ください。
- ・ 令和7年1月9日（木）から1月16日（木）までに立川郵便局に必着するよう、郵便局留の特定記録郵便により郵送してください。
- ・ 郵送の受付は、郵便局窓口にて直接行う必要があります。郵便ポストへの直接投函による特定記録の送付はできません。
- ・ 送料について（標準例）

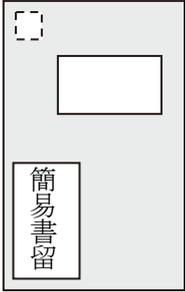
	基本料金（定形外150gまで）	取扱い手数料	送料計
局留 + 特定記録郵便	270円	210円	480円

※ 内容物の重量によって、送料は異なります。

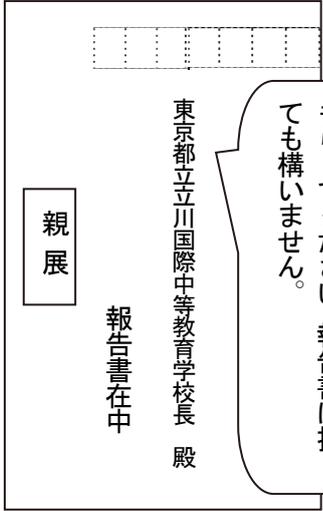
詳しくは最寄りの郵便局までお問合せください。

(2) 紙出願者（インターネット出願ができない場合の出願） ※ 丸数字は10ページ参照
 ※ 『ボールペン』『万年筆』などで記入してください。『消せるボールペン』などの筆記用具は使用不可。

⑤返信用封筒



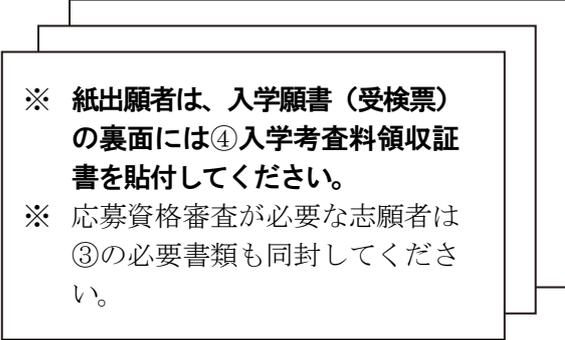
②報告書（小学校の封筒に厳封したもの）



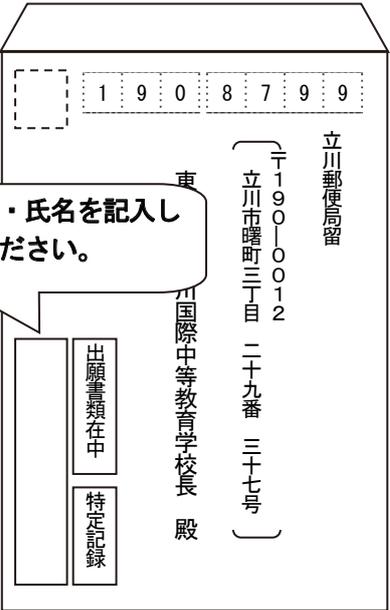
報告書の専用封筒はありません。
 在学小学校の封筒に厳封して
 もらってください。報告書は折っ
 ても構いません。

上から⑤、②、①、③の順に重ねてクリップ留めのうえ郵送してください。

①入学願書（④領収証書）



※ 紙出願者は、入学願書（受検票）の裏面には④入学考査料領収証書を貼付してください。
 ※ 応募資格審査が必要な志願者は③の必要書類も同封してください。



住所・氏名を記入してください。

立川郵便局留
 〒190-0012
 立川市曙町三丁目二十九番三十七号
 立川国際中等教育学校長 殿

出願書類在中
 特定記録

郵送方法及び送料について

- 出願書類送付用封筒（学校で配布した封筒）をご利用ください。
- 令和7年1月9日（木）から1月16日（木）までに立川郵便局に必着するよう、**郵便局留の特定記録郵便**により郵送してください。
- 郵送の受付は、郵便局窓口にて直接行う必要があります。郵便ポストへの直接投函による特定記録の送付はできません。
- 送料について（標準例）

	基本料金（定形外150gまで）	取扱い手数料	送料計
局留 +	270円	210円	480円
特定記録郵便			

※ 内容物の重量によって、送料は異なります。

詳しくは最寄りの郵便局までお問合せください。

(様式2)

令和7年度 東京都立立川国際中等教育学校

東京都立立川国際中等教育学校長 殿

国際中等教育学校受検票

一般枠募集

- 記入は全てボールペン等で記入願います。
(『消せるボールペン』などの筆記用具は不可)
- 訂正する際は、訂正箇所にも二重線を引き、訂正印を押印し、すぐ上の余白に訂正願います。

貴校への入学を志願します。

※ 受検番号

※ 受検番号

海外帰国・在外外国人
生徒枠募集
併願

有 無

どちらかを○で囲む。

生年月日は、和暦(平成〇年〇月〇日)、西暦(〇〇〇〇年〇月〇日)のどちらの表記でもかまいません。

フリガナ	トウキョウ タロウ		フリガナ	トウキョウ タロウ
氏名	東京 太郎		受検者氏名	東京 太郎
生年月日	〇〇〇〇年 〇月 〇日		在学小学校名	〇〇市立〇〇小学校
現住所 (出願時の住所)	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町 〇-〇〇-〇〇		※ 検査会場名	
入学日までに転居予定の人は入学後の住所	〒			
在学小学校名	〇〇市立〇〇小学校			
卒業年月	令和 7 年 3 月	卒業見込		
現住所 (受検票、通知書等の送付住所)	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町 〇-〇〇-〇〇 自宅電話番号 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 日中つながる電話番号 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇		開始時刻～終了時刻	午前 8 時 30 分
入学日までに転居予定の人は入学後の住所	〒		第2時限	午前 9 時 00 分～午前 9 時 45 分 午前 10 時 15 分～午前 11 時 00 分
			時間	45 分
			実施内容	適性検査 I 適性検査 II

写真を貼る前に、写真裏面に小学校名と氏名をボールペンで書いてください。

線上げ合格の通知をする場合がありますので、必ず連絡がとれる電話番号(携帯電話など)を記入してください。

小学校長の確認日より前になります。

場合は、入学を取り消しても異存ありません。

保護者氏名 (自署) 東京 一郎
 上記の志願者は貴校に応募する資格があることを確認しました。
 令和7年1月5日
 校長名 〇〇〇 〇〇〇
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

校 〇〇 東
 長 〇〇 京
 公 〇〇 印 市
 印 〇〇 学 立 都

都内の小学校に在学している場合は必ず「公印」を押してもらってください。

* この受検票は、入学手続をする時及び得点の開示請求の時に必要なのでなくさないこと。

ゴム、き、靴を入れる袋、携帯電話等の通信機器の持ち込みはできません。

<4> 提出書類等チェックリスト

(1) インターネット出願者 入学願書

提出書類	注意事項	参照ページ	確認
入学願書	・保護者の記載日が、小学校長の確認日より前になっていま すか？		
	・小学校長印（都内の小学校に在学している場合）が押印さ れていますか？		
報告書	・開封しないで提出してください。開封無効です。 ※ 報告書は、小学校の封筒に入れてください。	10・11 ページ	
出願書類 送付用封筒	・出願サイトから出力したラベルを、はがれないように宛名 面に貼り付けましたか。貼り付けない場合は、必要項目を 全て手書きしましたか？	11ページ	
	・送り主の住所を書きましたか？		
応募資格審査 関係書類 (応募資格審査が必要 となる志願者のみ)	・必要書類等の提出もれ、記入もれはありませんか？	15～17 ページ	

(2) 紙出願者（インターネット出願ができない場合の出願）

提出書類	注意事項	参照ページ	確認
入学願書	・必要事項の記入もれはありませんか？	10・12 ページ	
	・保護者の記載日が、小学校長の確認日より前になっていま すか？		
	・小学校長印（都内の小学校に在学している場合）が押印さ れていますか？		
領収証書 (入学考査料)	・金融機関の領収印はありますか？	3・8・10 12ページ	
	・受検票の裏面に貼り付けてありますか？		
報告書	・開封しないで提出してください。開封無効です。 ※ 報告書は、小学校の封筒に入れてください。	10・12 ページ	
応募資格審査 関係書類 (応募資格審査が必要 となる志願者のみ)	・必要書類等の提出もれ、記入もれはありませんか？	15～17 ページ	

※ 『ボールペン』『万年筆』などで記入してください。『消せるボールペン』などの筆記用具は使用不可。

＜5＞ 応募資格審査について

次の者は、応募資格審査の対象となり、関係書類が必要となる。

1 都内在住者で都外の小学校等に在学している者（都内在住者で外国人学校を修了する見込みの者又は修了した者を含む。）

(1) 応募資格

次の①ア又はイのどちらかに該当し、かつ、②に該当する者

① ア 小学校を令和7年3月に卒業又は修了する見込みの者

イ 令和7年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成24年4月2日から平成25年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者

② 保護者とともに都内に住所を有し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

また、都内に住所を有し、都外の小学校等に在学している者のうち、次のアからエまでのいずれかに該当すると小学校等の校長が認める者については、具申書（東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱において定めた様式）を提出すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方またはおじ等と同居している者

ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者

(2) 出願に要する応募資格審査関係書類

① 東京都立中等教育学校及び東京都立中学校出願承認申請書（様式応1）

② 志願者及び保護者を記載した住民票記載事項証明書（様式応2）（令和6年12月1日以降に区市町村長が発行したもの）

なお、前記(1)①イに該当する者で、住民票記載事項証明書（様式応2）に外国籍を有している証明がない場合は、外国籍を有していることを証明する公的機関発行の書類を併せて提出すること。

③ 前記(1)①イに該当する者は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）

④ 前記(1)②ただし書に該当する場合は、理由書（様式応6）及び父母どちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類

(3) その他

① 応募資格の審査は本校校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。

② 応募資格に違反し、又は事実を反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

2 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

(1) 応募資格

次の①ア又はイのどちらかに該当し、かつ②に該当する者

① ア 小学校を令和7年3月に卒業又は修了する見込みの者

イ 令和7年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成24年4月2日から平成25年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者

② 保護者ととともに、令和7年4月の入学日までに都内に転入し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

査を受け、承認を得た場合に限る。)

なお、本校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

(2) 出願に要する応募資格審査書類

① 東京都立中等教育学校及び東京都立中学校出願承認申請書(様式応1)

② 転居に関する申立書(様式応3)

③ 転居を証明する書類

ア 新たに都内に住居を持つ場合

当選通知書の写し(公共住宅)、確認済証(建築物)の写し、契約書の写し(売買、賃貸)、転居証明書(社宅等)等

イ 既に都内に在住している親族等と同居する場合

親族等の住民票記載事項証明書(様式応2)(令和6年12月1日以降に区市町村長が発行したもの)及び同居同意書(参考様式)

④ 前記(1)①イに該当する者は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの(日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの)

⑤ 前記(1)①イに該当する者は、外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書(様式応2)又は公的機関発行の書類

⑥ 前記(1)②ただし書に該当する場合は、理由書(様式応6)及び父母どちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類

(3) その他

① 応募資格の審査は本校校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。

② 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

③ 入学日までに、本校校長に住民票記載事項証明書(様式応2(申請した都内の住所に志願者及び保護者が転居したことを確認できるもの))を提出する。

3 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

(1) 応募資格

次の①ア又はイのどちらかに該当し、かつ、②に該当する者

① ア 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(以下「日本人学校」という。)の当該課程を令和7年3月に修了する見込みの者

イ 令和7年3月31日までに、外国に所在する学校(以下「現地校」という。)において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成24年4月2日から平成25年4月1日までの間に出生した者

② 保護者とともに、令和7年4月の入学日までに都内に住所を有し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者については、以下の場合も含む。

ア 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情のため都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい(応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。)

イ 日本国籍を有する志願者で、特別の事情のため保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者(保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。)が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。

なお、本校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

(2) 出願に要する応募資格審査関係書類

① 帰国等に関する申立書(様式応4)

なお、前記(1)②アに該当する場合は、理由書(様式応6)及び父母のどちらか一方が志願者と同居できない理由を証明する書類(海外における勤務証明書等)を併せて提出すること。

② 転居を証明する書類

- ア 新たに都内に住居を持つ場合
当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等
- イ 既に都内に在住している親族等と同居する場合
親族等の住民票記載事項証明書（様式応2）（令和6年12月1日以降に区市町村長が発行したもの）及び同居同意書（参考様式）
- ③ 日本人学校の場合は、報告書（様式3）
現地校の場合は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）
- ④ 前記(1)②イに該当する場合は、身元引受人承諾書（様式応5）及び保護者が帰国できない理由を証明する書類（海外における勤務証明書等）
- ⑤ 外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書（様式応2）又は公的機関発行の書類（外国籍を有する者のみ）
- (3) その他
- ① 応募資格の審査は本校校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。
- ② 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。
- ③ 入学日までに、本校校長に住民票記載事項証明書（様式応2（申請した都内の住所に志願者及び保護者が転居したことを確認できるもの））を提出する。
なお、前記(1)②イに該当する場合は、入学日に、本人及び身元引受人の住民票記載事項証明書を提出するとともに、1年以内に保護者が帰国した時点で、保護者の住民票記載事項証明書を提出する。
- ※ 様式応1～様式応6、様式13、及び同居同意書については、本校経営企画室で応募資格確認時に該当者に配布。

<6> Q&A

Q1 都外や海外に住んでいる場合、どのような手続が必要ですか？

A1 応募資格の審査が必要になります。
本募集案内15～17ページ「<5> 応募資格審査について」をご参照ください。

Q2 障害のある志願者が受検する場合、どのような手続が必要ですか？

A2 令和6年12月13日（金）までに在学小学校長を経由して、「受検上の配慮申請書(様式15)」を提出してください。詳しくは、本校までお問合せください。

Q3 検査の実施日直前や当日にけがをしてしまった場合は、どのような手続が必要ですか？

A3 至急、在学小学校長を経由して連絡、又は直接本校までご相談ください。

Q4 検査当日の持ち物と注意することは、どんなことがありますか？

A4 <検査当日の持ち物>

受検票、鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム、直線定規（角度目盛りのないもの）、上履き、靴を入れる袋、
また、計時以外の機能を備えた時計や、携帯電話や腕時計型の端末などの通信機器の持ち込みは許可しません。

Q5 検査の本人得点は、どのようにすれば知ることができますか？

A5 本人得点の開示請求は当該募集における合格発表日以後に受け付けます。検査得点表（様式14）の交付開始日は**令和7年3月3日（月）**（予定）です。請求及び交付を受ける際の詳細については、本募集案内の6ページ 第11本人得点の開示及び2月下旬（予定）以降に本校ホームページをご確認ください。必要な書類は以下のとおりです。

① 請求に必要なもの

受検者本人	・受検票や身分証明書など本人確認ができるもの
保護者の方	・受検票 ・保護者本人であることを証明できる公的機関発行の身分証明書（運転免許証、パスポートなど）

※交付期限は、受付票に記載された交付日から3か月までです。交付期限までに受検者等が受領に来なかった場合は、当該請求を無効とします。

なお、本募集案内に基づく開示請求は、**令和7年8月29日（金）**を受付終了日とします。

② 検査得点表の交付を受ける際に必要なもの

受検者本人	・請求時に交付した受付票 ・受検票や身分証明書など本人確認ができるもの
保護者の方	・請求時に交付した受付票 ・受検票 ・保護者本人であることを証明できる公的機関発行の身分証明書（運転免許証、パスポートなど） ・受検者と保護者との関係を証明するもの（住民票の写しなど）

交付開始日以降であれば、開示請求と交付は同日に行うことが可能です。

※交付は、**令和7年8月29日（金）**を終了日とします。

Q6 報告書をパソコン等で作成することはできますか？

A6 本校ホームページに報告書の電子データを掲載するので、そのファイルをダウンロードし作成していただいても結構です。(手書きで作成していただいても構いません。)

**Q7 英検・漢検等各種検定結果を報告書に記載した方がよいですか？
各種検定の合格証を添付した方がよいですか？**

A7 各種検定結果の報告書への記載は不要です。また、出願に要する書類(10ページ参照)以外の提出は不要です。

Q8 出願サイト上での操作の質問はどこにすればよいですか？

A8 miracompass (ミライコンパス) サポートセンター (運用委託会社: 三菱総研 DCS 株式会社)
Tel : 0120-907-867 (24 時間受付) / 03-5877-5952 (24 時間受付)